

毎年9月は障害者雇用支援月間

問 福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111

広く国民全体に障がい者雇用への理解と関心を深めてもらうため、厚生労働省や独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」をはじめとする関係機関が協力し、さまざまな啓発活動を行っています。活動の一環として実施している絵画・写真コンテストや障がい者雇用に関係する情報などを紹介します。

絵画・写真コンテスト



働くことなどをテーマとして障がいのある人が描いた絵画やその働いている姿を撮影した写真を募集し、応募があった作品の中から、厚生労働大臣賞などを選出します。厚生労働大臣賞を受賞した作品は、ポスターなどに使用し、全国のハローワークに掲示します。



▲絵画コンテスト
中学生の部受賞作品



▲ハンドブック
はじめての障害者雇用

障がい者雇用に関係する情報



障がい者雇用を進めるうえで役立つ先進企業の好事例や分かりやすいハンドブックなども紹介しています。

事業者が障がい者雇用のために利用できる各種制度



障がい者雇用の経験・ノウハウが不足している企業などに対し、雇用準備やトライアル雇用、採用後の定着支援などの制度があります。また、雇用後の課題改善のための人的支援や、雇用・正社員化、重度障がい者の通勤対策実施にあたっての助成制度など、さまざまな支援制度があります。

詳しくは、最寄りのハローワークに問い合わせるか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

障がい者雇用の現状

令和4年6月1日時点で、民間企業に雇用されている障がい者の数は61.3万人となり、19年連続で過去最高を更新しています。しかし、法定雇用率を達成している企業の割合は48.3%と、5割にも満たない状態です。

業務指示や作業手順などの見直し、合理的配慮を実施することで、職場環境の改善、会社全体のコミュニケーション活性化や、労働生産性の向上が図られるなどの好事例が見られます。

障がい者雇用の取組を推進することで、多様性への理解が進みます。また障がい者だけでなく、高齢者や外国人など、人材確保の可能性を拡大し、誰もが活躍できる社会の実現をめざしましょう。

